

平成19年第2回港区議会臨時会議案の概要

議案第98号

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、職員の育児のための短時間勤務制度の導入に伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容

- (1) 育児短時間勤務職員等の正規の勤務時間及び週休日を規定します。
- (2) 育児短時間勤務職員等に宿日直勤務及び超過勤務を命ずることができる場合を規定します。
- (3) 育児短時間勤務職員等の年次有給休暇の付与日数を規定します。

○ 施行期日 平成20年4月1日

議案第99号

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、職員の育児のための短時間勤務制度を導入するため、必要な事項を定めるものです。

○ 内 容

- (1) 育児短時間勤務をすることができない職員を規定します。
- (2) 育児短時間勤務の終了後1年以内に再度の育児短時間勤務ができる特別の事情を規定します。
- (3) 変則勤務職員に係る育児短時間勤務の形態を規定します。
- (4) 育児短時間勤務の承認等の請求手続及び承認の取消事由を規定します。
- (5) 規定の整備

○ 施行期日 平成20年4月1日

議案第100号

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告等を受け、職員の給与を改定するとともに、職員の育児のための短時間勤務制度の導入に伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容

(1) 給料月額の設定

- ・例：行政職給料表（一）平均改定率△ 1.3%
- 行政職給料表（二）平均改定率△ 10.6%

(2) 勤勉手当の引上げ

- ・支給月数を年間で0.05月分引き上げます。

(3) 地域手当の特例支給割合の引上げ

- ・13% → 14.5%

(4) 育児短時間勤務職員等の給料月額の規定の新設等

(5) 規定の整備

- 施行期日 平成20年1月1日。ただし、(5)については、公布の日、(1)の一部及び(4)については、平成20年4月1日

議案第101号

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

本案は、職員の退職手当を引き下げるとともに、職員の育児のための短時間勤務制度の導入に伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容

(1) 定年退職等の退職手当支給率の引下げ

- ・例：勤続25年の場合
支給率45.5月 → 43.5月（ただし、平成20年度に退職した場合は、44.5月）

(2) 育児短時間勤務等の期間の勤続期間からの除算

(3) 規定の整備

- 施行期日 平成20年4月1日。ただし、(3)の一部については、公布の日

議案第102号

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、幼稚園教育職員の育児のための短時間勤務制度の導入に伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容

- (1) 育児短時間勤務職員等の正規の勤務時間及び週休日を規定します。
- (2) 育児短時間勤務職員等に宿日直勤務及び超過勤務を命ずることができる場合を規定します。
- (3) 育児短時間勤務職員等の年次有給休暇の付与日数を規定します。

○ 施行期日 平成20年4月1日

議案第103号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告等を受け、幼稚園教育職員の給与を改定するとともに、幼稚園教育職員の育児のための短時間勤務制度の導入に伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容

- (1) 給料月額の改定
 - ・平均改定率△1.3%
- (2) 勤勉手当の引上げ
 - ・支給月数を年間で0.05月分引き上げます。
- (3) 地域手当の特例支給割合の引上げ
 - ・13% → 14.5%
- (4) 育児短時間勤務職員等の給料月額の規定の新設等
- (5) 規定の整備

○ 施行期日 平成20年1月1日。ただし、(5)については、公布の日、(4)については、平成20年4月1日